

平成 29 年 1 月 20 日  
箱根町総務防災課防災対策室

## 避難促進施設の指定方針等について（概要）

### 1 背景等

- ・御嶽山噴火災害（平成 26 年 9 月）では、突発的な噴火により多くの登山客が犠牲となりました。国はこの噴火災害を踏まえ、「活動火山対策特別措置法」の改正を行い、従来のハード対策（避難施設整備等）に加え、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進しています。

### 2 火山災害警戒区域の指定

- ・法改正に関連し、箱根町は、噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、同法の規定に基づく火山災害警戒区域に指定（平成 28 年 2 月 22 日）されました。

### 3 箱根町における「避難促進施設」の指定

- ・火山災害警戒区域の指定を受け、箱根町は、火山の噴火等があった場合に、施設利用者を円滑で迅速に避難させることが必要と認める施設を「避難促進施設」に指定することとし、警戒避難体制の整備を促進します。

#### ○ 対象範囲

水蒸気噴火を想定した噴火警戒レベル 4 の規制範囲内

（想定火口域の中心から半径 2.1km の正円内）

#### ○ 対象施設

宿泊施設、観光施設、交通機関（駅）、体育施設 約 110 施設

※「避難促進施設」指定した施設は、箱根町地域防災計画に施設名及び所在地を記載します。

#### 4 「避難確保計画」の作成について

##### ○ 「避難促進施設」に指定された施設

- ① 「避難確保計画」を作成・公表
  - ② 避難訓練の実施・町への報告
- } ①②が義務となります。

##### ○ 計画書の作成

同封の作成ひな形に必要事項を記載することで、概ね計画書を作成することができます。

※作成にあたって word ファイルが必要な場合は、防災対策室へご依頼ください。[bousai@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:bousai@town.hakone.kanagawa.jp)

##### ○ 計画の公表

施設ホームページへの掲載、あるいは施設窓口等での閲覧などにより、施設利用者に公開してください。

平成29年1月20日 13時30分～  
やまなみ荘

# 活動火山対策特別措置法に基づく 「避難促進施設」指定方針等説明会

箱根町総務部総務防災課防災対策室

- 1 箱根山（大涌谷）火山避難計画の概要
- 2 避難促進施設の指定方針について
- 3 避難確保計画の作成について

# 1 箱根山（大涌谷）火山避難計画の概要

- 噴火警戒レベル4・5（水蒸気噴火想定）に引き上げられた場合の避難計画を策定 H27.8

## 計画の基本方針

- 住民・観光客等の命を守ることを最優先とする。
- 外国人観光客等を考慮し、多言語による情報伝達等に配慮する。
- 箱根町を中心に、各種施設管理者、自治会等及び箱根山火山防災協議会が連携して対処する。
- 各種施設管理者及び自治会等は、本計画を踏まえて避難マニュアルを策定する。

# 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域)  又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法等を判断）。	
			レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺)  又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）、状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。	登山禁止、入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
		火口周辺	レベル2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。



# 箱根山 噴火警戒レベルと規制範囲

## ■箱根山 噴火警戒レベルと規制範囲

### ■箱根山の火山活動について

約3000年前に神山の北西部で水蒸気爆発に伴う山体部隆が発生し、箱ノ湯が形成されました。また、この噴火活動で冠ヶ岳が出現しました。



この図は、国土院発行の2万5千分の1地形図「箱根」を使用して作成しています。

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。＜大涌谷周辺での噴火を想定した場合＞

- レベル5(避難) : 危険な居住地域からの避難等。
- レベル4(避難準備) : 警戒が必要な居住地域での避難準備。
- レベル3(入山規制) : 想定火口域から700m程度以内の立入禁止。  
 県道 — は通行できません。
- レベル2(火口周辺規制) : 想定火口域 ○ 周辺の立入禁止。  
 県道 —、登山道等 - - - は通行できません。
- レベル1(平常) : 状況に応じて想定火口域 ○ 内への立入規制等。

- : 規制道路
- - - : 登山道、ロープウェイ
- ☆ : 過去の火口
- : 居住区域
- : 保全対象施設
- : 想定火口域

■この図は「箱根町火山防災マップ」(箱根町、平成16年3月)に基づき作成しています。  
 ■箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根火山対策連絡会議と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。



# 噴火警戒レベルごとの避難対象地域

## 【噴火警戒レベル2】

- 警戒範囲  
想定火口域（半径440m～530m）の楕円エリア
- 設定の根拠  
噴火警戒レベル導入時（H21.3）に設定した想定火口域

## 【噴火警戒レベル3】

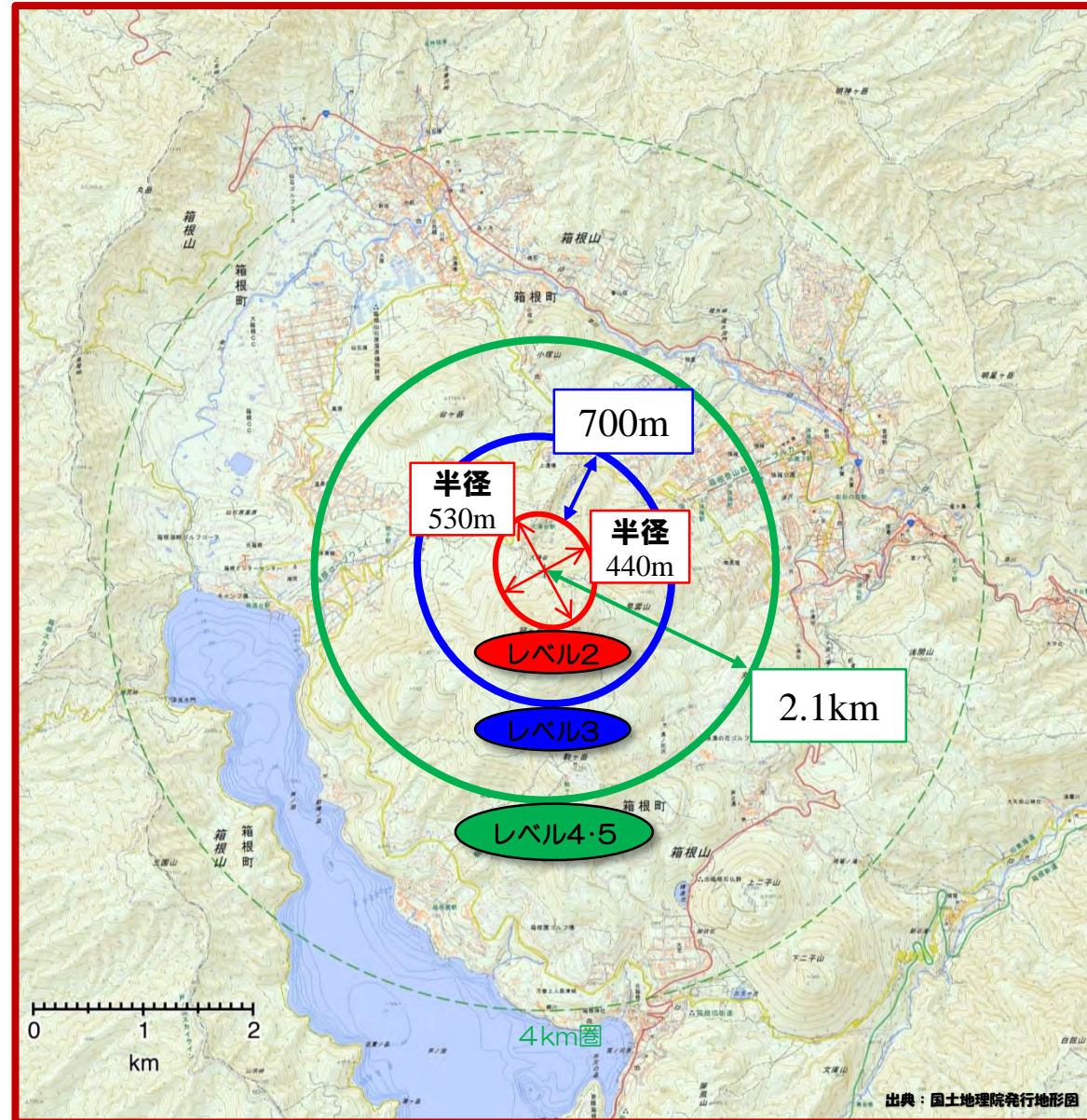
- 警戒範囲  
想定火口域から700m（半径1140m～1230m）の楕円エリア
- 設定の根拠  
想定火口域に、初速度110m/s（小規模噴火）で噴石飛距離のシミュレーション結果（700m）を加算した

## 【噴火警戒レベル4】

## 【噴火警戒レベル5（水蒸気噴火）】

- 警戒範囲  
想定火口域の中心から半径2.1kmの正円エリア（注）
- 設定の根拠  
想定火口域の中心から端までの距離（半径530m）と、箱根火山防災マップで噴石が飛散している距離（1,500m）の和。  
 $530m + 1,500m = 2,030m$   
→ 切り上げて2,100m

注： マグマ噴火の場合は、半径4km圏の避難を想定し、詳細については今後検討を行います。



出典：国土地理院発行地形図

# 噴火時の避難の原則

- ※ レベル引き上げ時の避難
  - 一次避難はない
  - 二次避難行動を開始

## ○ 一次避難 [屋内待避]

直近の頑丈な建物に入る等、自ら命を守る行動をとる

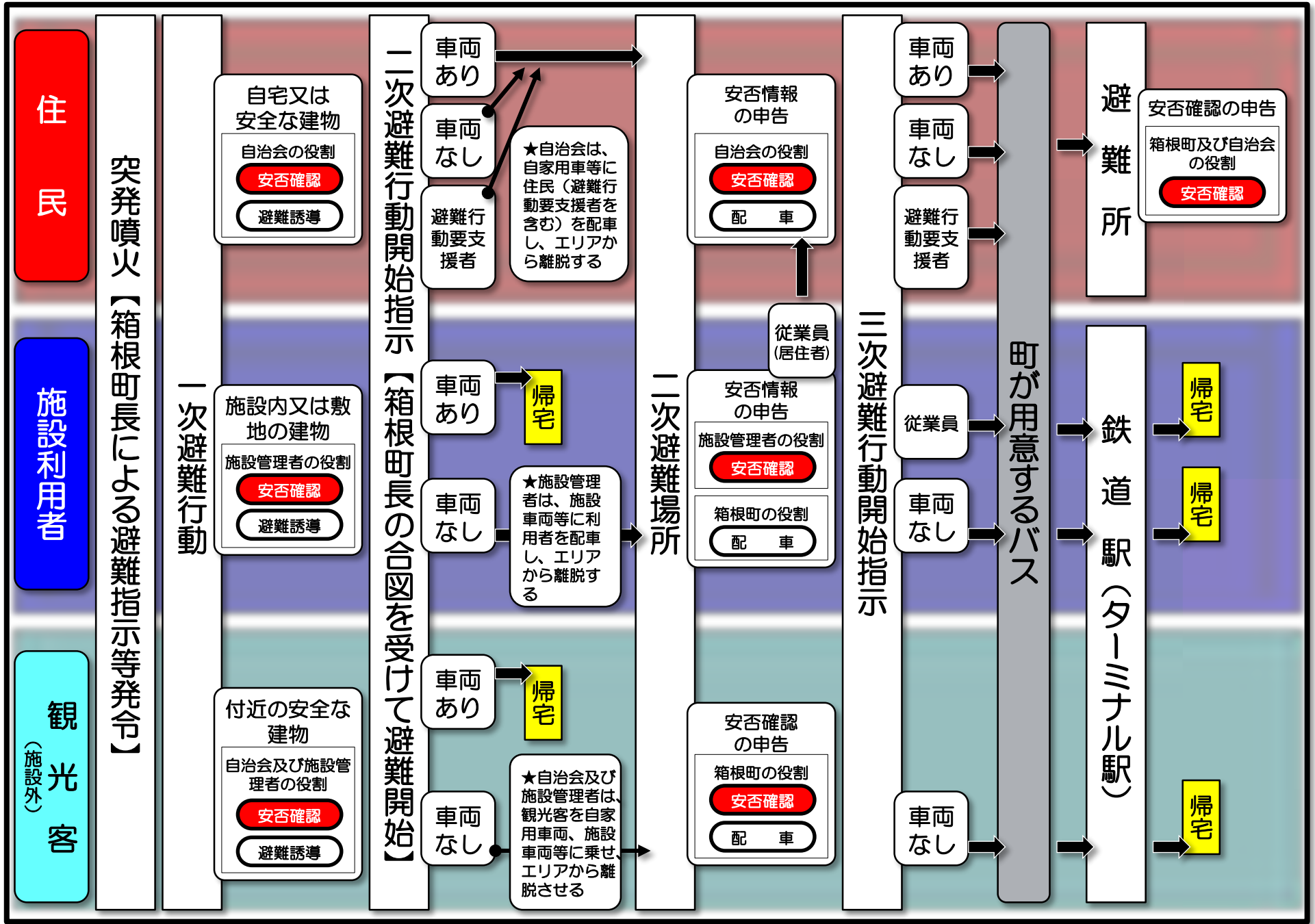
## ○ 二次避難 [避難対象地域からの離脱]

車両でエリア外の二次避難場所に避難する

## ○ 三次避難 [町内・外避難所への移動]

住 民：バス等で避難所へ移動する

観光客：バスで最寄主要駅へ移動する





住民

施設利用者

観光客  
(施設外)

レベルの引き上げ発表【箱根町長による避難指示等発令】

噴火していないため、一次避難行動はない。

二次避難行動開始指示【避難指示を受けて避難開始】

車両あり  
車両なし  
避難行動要支援者

★自治会は、自家用車等に住民（避難行動要支援者を含む）を配車し、エリアから離脱する

二次避難場所

安否情報の申告

自治会の役割

安否確認

配車

三次避難行動開始指示

車両あり  
車両なし  
避難行動要支援者

町が用意するバス

避難所・鉄道駅

安否確認の申告

箱根町及び自治会の役割

安否確認

従業員

帰宅

★各種施設は、車両のない従業員を搬送する。

車両あり

帰宅

車両なし

公共交通機関

帰宅

車両あり

帰宅

車両なし

公共交通機関

帰宅

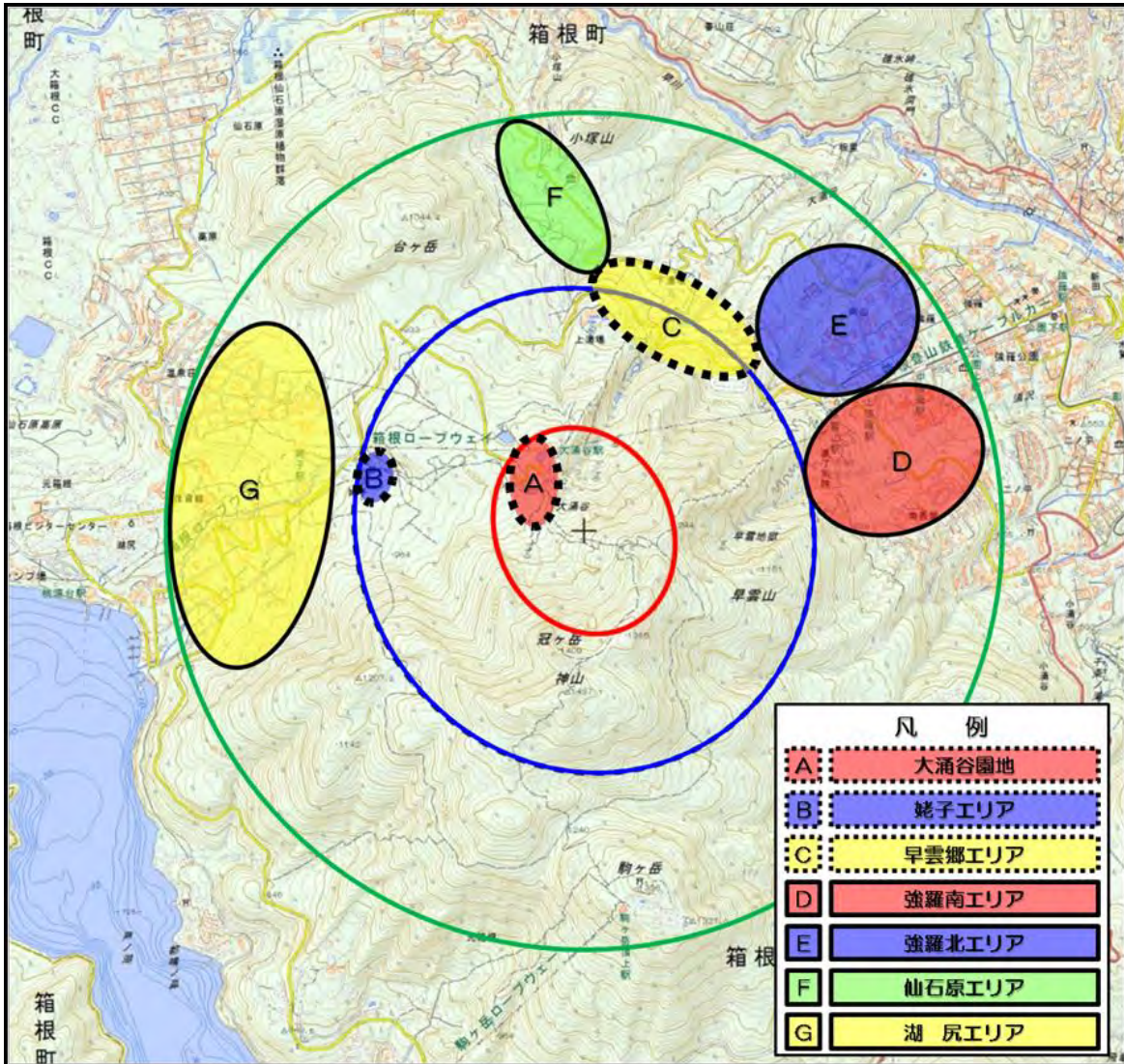
公共交通機関は運行していることからバス、電車等を利用し帰宅する。

## 避難対象者数（見込:最大値）

- 噴火警戒レベル2：約2,800人
- 噴火警戒レベル3：約190人
- 噴火警戒レベル4・5：約15,300人



# 避難対象地域別の避難方法



避難範囲	避難対象地域	避難ルート	二次避難場所
レベル2	A:大涌谷周辺	県道735号→県道75号→	芦ノ湖キャンプ村
	B:姥子エリア	県道735号→県道75号→	芦ノ湖キャンプ村
レベル3	C:早雲郷エリア	県道734号→県道733号→国道138号→	宮城野浄水センター
	D:強羅南エリア	県道723号→国道1号→国道138号	宮城野浄水センター
レベル4	E:強羅北エリア	駅下通り→県道723号→国道138号→	
	レベル5	F:仙石原エリア	県道733号→
G:湖尻エリア		(姥子)県道735号→県道75号→ (温泉荘)県道75号→	芦ノ湖キャンプ村

狭  
↓  
広

## 2 避難促進施設の指定方針について

# 背景

## 御嶽山噴火災害（平成26年9月）

突発的な噴火により多くの登山客が犠牲となった。

- 「活動火山対策特別措置法」の改正（H27.12施行）

御嶽山噴火災害を踏まえ、法改正を行い、従来のハード対策（避難施設整備等）に加え、警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実を図る。

- ・ 箱根町⇒火山災害警戒区域※に指定される（H28.2.22）

※噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域

# ○避難促進施設の指定と避難確保計画の作成 (警戒避難体制整備のソフト対策)

- 不特定多数の方が利用する施設
- 避難に時間を有する要配慮者が利用する施設  
⇒火山の噴火等があった場合に、施設利用者を円滑で迅速に避難させることが必要と町が認める施設

## 「避難促進施設」に指定

- 指定された施設⇒①「避難確保計画」を作成・公表  
② 避難訓練の実施・市町村長報告  
①②が義務化

# ○箱根町における「避難促進施設」の指定

## ①対象範囲

噴火警戒レベル4の規制範囲内

(想定火口域の中心から半径2.1 kmの正円内)

## ②対象施設

宿泊施設、観光施設、交通機関（駅）、体育施設

約110施設

※箱根町地域防災計画に施設名及び所在地を記載する。



### 3 避難確保計画の作成について

## ○「避難確保計画」の作成

### ○避難確保計画に定める事項

従業員の体制、情報収集・伝達ルート、避難誘導方法、避難訓練、従業員防災教育 等

### ○計画書の提出

提出先:箱根町総務防災課防災対策室

提出期限:平成29年3月末

### ○計画の公表

- ・各施設のホームページに掲載
- ・各施設窓口等での閲覧

## ○「避難確保計画」の作成

### ○避難確保計画作成 ひな形

別紙のとおり ※wordファイルで送付可能

※[bousai@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:bousai@town.hakone.kanagawa.jp)（防災対策室）

宛にご依頼ください。

### ○参考:内閣府防災情報のページ

「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」

<http://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/index.html>

お わ り

箱根山（大涌谷）噴火時等の  
避難確保計画

(株) ○○○○○○  
( 施 設 名 称 )

平成 2 9 年 ○ 月 ○ ○ 日



## 1 計画の目的

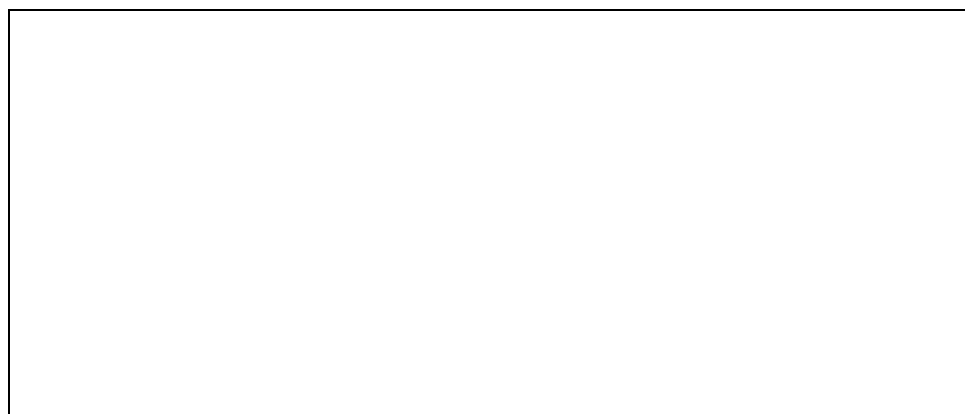
当施設は、箱根町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められており、活火山法第8条に基づき本計画を定める。

本計画は、当施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・旅行者等の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

## 2 施設の位置

- ・当施設は、箱根山（大涌谷）想定火口域から約〇kmに位置しており、噴火警戒レベル〇（〇〇〇〇〇）の場合は、立入規制が行われ避難が必要となる。

以下に、施設位置図を示す。



図－1 施設の位置図

## 3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

避難確保を行うべき対象は、当施設従業員、利用者、また当施設の周辺にいる登山者・観光客等（以下「利用者等」という。）とする。

当施設の従業員数、最大利用者数、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

表－1 避難確保を行うべき対象者数  
（日中のピーク：〇月の休日の〇時ごろを想定）

従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等
人	人	人

表－2 避難確保を行うべき対象者数  
(夜間のピーク：○月の休日の夜間を想定)

従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等
人	人	人

当施設の周辺地図は以下のとおりである。



図－2 施設周辺の地図

#### 4 防災体制

当施設の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

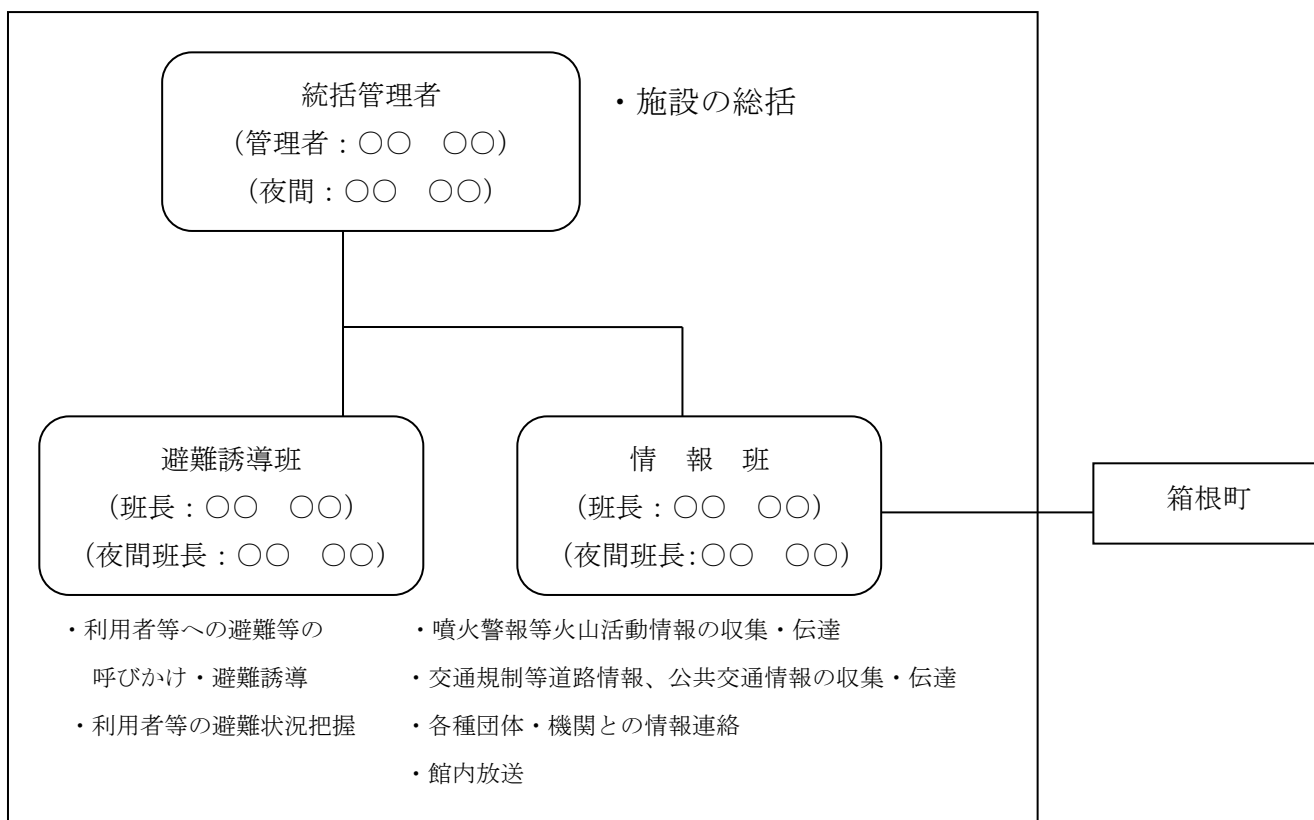
表－3 火山活動状況と体制の関係

状 況	体 制	班組織
噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理者</li> <li>・ 情報班</li> <li>・ 避難誘導班</li> </ul>
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		
噴火警戒レベルの引上げがあっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、または臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理者</li> <li>・ 情報班</li> </ul>

当施設の体制図

統括管理者を、日中は施設の管理者○○○○、夜間は○○○○とし、以下の体制をとり、災害対応にあたる。

統括管理者が不在の場合等には、以下の者が統括管理者の代理となる。



図－3 当施設の体制図

表－4 統括管理者の代理者

代理順位	代理者名
第1位	○○ ○○
第2位	○○ ○○

## 5 情報伝達及び避難誘導

### 1. 噴火警戒レベル引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

#### (1) 情報収集・伝達

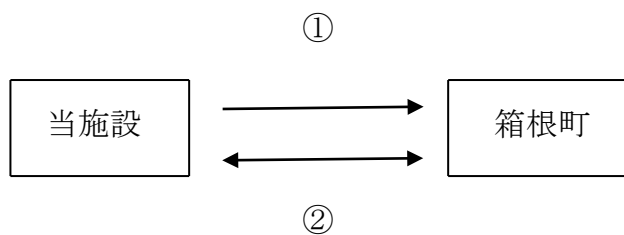
突発的な噴火が発生した場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

①箱根山（大涌谷）の噴火の発生を認知した場合、ただちに災害対応体制をとるとともに、箱根町に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。

②情報班は、その後も継続して箱根町と連絡を取り合い、情報の共有を行う。共有を行う情報は以下のとおり。

- ・施設が把握している火山活動の状況
- ・利用者等の避難状況、被災状況（負傷者数など）

- ・施設及び周辺の被害状況
- ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
- ・規制範囲外への避難実施のタイミング



図－４ 緊急連絡の流れ

\* 関係機関の連絡先、参考とするべき情報の例は、以下のとおりである。

表－５ 各施設及び関係機関連絡先一覧

分類	業種	施設名	連絡先	備考
連絡先 (外部機関との窓口)	行政機関	箱根町	総務防災課防災対策室 XXXX-XX-XXXX	
参考 (防災対応では連絡とする必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他関係機関	温泉地学研究所	XXXX-XX-XXXX	
		横浜地方気象台	XXXX-XX-XXXX	
		箱根町消防署	XXXX-XX-XXXX	
		小田原警察署	XXXX-XX-XXXX	

表－6 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火警報	<p>生命に危険を及ぼす火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。</p> <p>市町村は噴火警報に対応した入山規制や避難勧告等の防災情報を発信する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて5段階に区分した指標で、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
臨時の解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合であっても、まず、その事実を地元の関係者や一般の人々に認識してもらうために、臨時に発表する「火山の状況に関する解説情報」のこと。臨時の解説情報は、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかを判断するまでの一時的な情報であり、気象庁は、臨時の解説情報を発表した際には、速やかに火山の現地観測を実施し、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかの判断につなげる。</p> <p>臨時の解説情報が発表された際には、火山活動が活発化していることを確認し、その後、気象庁が発表する情報に注意しておくことが必要。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために気象庁から定期的に発表させる情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況や警戒事項について解説される。</p>		
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、登山者や住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身の安全を図る必要があり、迷っている時間はない。噴火速報は気象庁が常時観測している各火山を対象に発表するが、普段から噴火している火山において普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため留意が必要。</p>		

収集する情報等	内 容	発表 機関	収集方法
土砂災害 緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する大規模な土石流が急迫している場合に、国土交通省が緊急調査の結果をもとに発表する、土石流被害の想定される区域と発生時期を示した情報。市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国 土 交通省	テレビ、ラジオ、 国土交通省ホーム ページ、防災行政 無線、携帯端末等
火口周辺規制・ 入山規制	火口周辺に危険がある場合や小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺または、火山への立入を規制するために市町村が発表する情報。	箱根町	テレビ、ラジオ、 防災行政無線、町 ホームページ等
避難勧告・ 避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを促すために発表される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発表される。		テレビ、ラジオ、 町村ホームペー ジ、防災行政無 線、緊急速報メー ル等

## (2) 避難誘導対応

利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

- ・避難誘導班は、自身の安全を確保しつつ建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で箱根山（大涌谷）が噴火したことを伝え、建物内に入るよう呼びかける。また、建物内にいる利用者に対しても、箱根山（大涌谷）が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。
- ・広報文案を以下に示す。

<p>《屋外空間への広報》</p> <p>ただいま、箱根山（大涌谷）が噴火しました。ただちに建物内に避難してください。</p> <p>繰り返します・・・</p>
<p>《建物内》</p> <p>ただいま、箱根山（大涌谷）が噴火しました。建物の外に出ないでください。また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。</p> <p>繰り返します・・・</p>

● 建物内のより安全な場所への誘導

- ・避難誘導班は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し建物内のより安全な場所（基本的に、屋根が補強されている食堂。緊急退避者が入りきれない場合には1階か、火口からより遠い場所）へ誘導する。
- ・食堂への経路図を以下に示す。

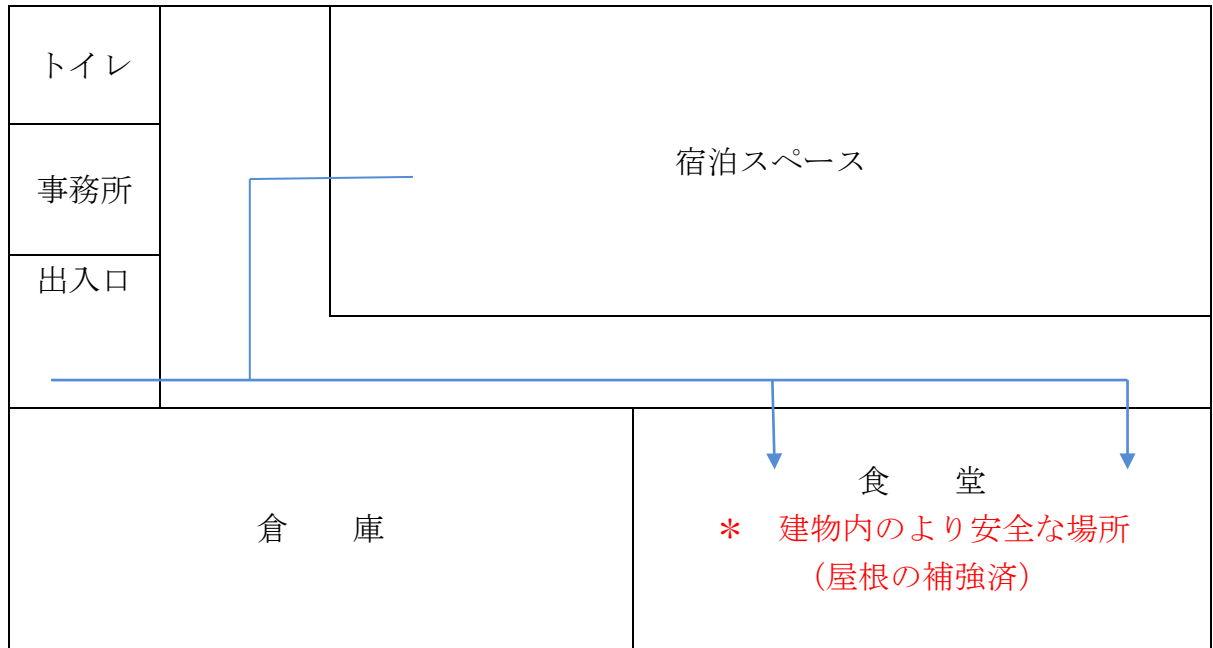


図-5 建物内のより安全な場所と経路図

● 緊急退避者状況の把握・整理

- ・緊急誘導班は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。
- ・整理する様式は以下のとおり。

表-7 退避状況整理様式

年 月 日				
時間：       ：       現在				
緊急退避者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		



- 応急手当の対応
  - ・負傷者に対して、可能な限り応急手当を行う。
- 規制範囲外への避難
  - ・緊急退避者等の、規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、箱根町と連絡を取り、協議のうえ、規制範囲外への避難を実施する。
  - ・規制範囲外の避難先は、〇〇〇〇（＊ 箱根山（大涌谷）火山避難計画に基づいた二次避難場所を記載）とし、規制範囲外への避難経路は下記のとおりとする。ただし、箱根町の指示があった場合は、この限りではない。



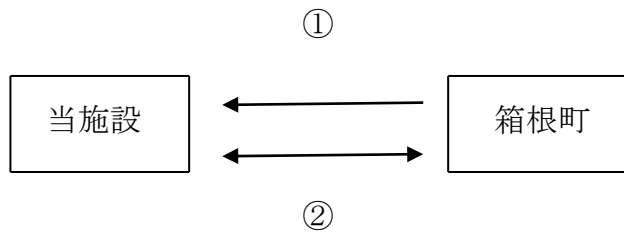
図－6 避難先と避難経路

- ・規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段で規制範囲外へ避難することを基本とする。ただし、箱根町から指示があった場合は、この限りではない。
- ・避難手段のない緊急退避者がいる場合、箱根町に車両の手配等を要請する。

## 2. 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

### (1) 情報収集・伝達

- 情報収集・伝達で行うことは、以下のとおりである。
  - ①箱根山（大涌谷）の噴火警戒レベルの引上げ、または立入規制を実施したことについて、箱根町から第一報を受けた場合、ただちに災害対応体制をとる。
  - ②その後、箱根町と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。



図－7 緊急連絡の流れ

- ○ページの表－5と表－6にある関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て対応にあたる。

## (2) 避難誘導対応

### 利用者等への情報伝達

- ・規制範囲外への避難が必要となった場合、建物内にいる利用者や屋外にいる利用者、さらには施設周辺に拡声器などを活用し、噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示が発令されたことにより、施設から規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。
- ・広報文案を以下に示す。

<p>《建物内への広報》</p> <p>ただいま、箱根山（大涌谷）の噴火警戒レベルが○に上がりました。これにより、火口から○km圏に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。</p> <p>繰り返します・・・</p>
<p>《施設周辺への広報》</p> <p>ただいま、箱根山（大涌谷）の噴火警戒レベルが○に上がりました。これにより、火口から○km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに○○方面に避難してください。避難に際しては、箱根町や気象庁等から出される情報に注意してください。</p> <p>繰り返します・・・</p>

### 規制範囲外への避難の実施

- ・利用者等を規制範囲外に避難させるための避難経路を定めておき、避難手段については、自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。ただし、箱根町から指示があった場合は、この限りではない。
- ・避難誘導班は、利用者の人数や避難の状況などを把握・整理する。

- ・避難手段がない利用者がある場合、箱根町に連絡し、バス等による輸送を依頼する。
- ・最後に、建物内に残留者がいないか確認する。

避難経路は、○ページの図－6を参照する。

### 3. 噴火警戒レベル引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、または臨時の解説情報等が発表された場合

#### (1) 情報収集・伝達

- ・情報収集・伝達に関する行は以下のとおりである。

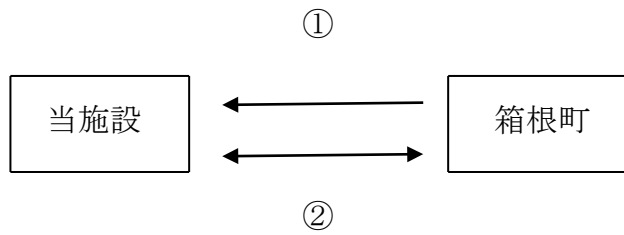
- ①箱根山(大涌谷)の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が実施された、もしくは臨時の解説情報が発表されたことを、箱根町からの連絡を受けた場合、ただちに情報収集体制をとる。
- ②その後、箱根町と随時、情報収集・伝達を行う。
- ③施設内や屋外空間にいる利用者等に箱根山(大涌谷)の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が行われたこと、臨時の解説情報が発表されたことを呼びかける。文案は以下に示す。

《噴火警戒レベル引上げや規制が実施された場合》

ただいま、箱根山(大涌谷)の噴火警戒レベルが○に上がりました。これにより、火口から○km圏に立入規制がかかります。○○道の○○より山側には入らないでください。なお、当施設は、規制範囲の外に位置しています。また、今後の火山活動や気象庁・箱根町から出される情報にご注意ください。繰り返します・・・

《臨時の解説情報が発表された場合》

ただいま、気象庁から箱根山(大涌谷)に関する臨時の解説情報が出されました。今後の火山活動や気象庁・箱根町から出される情報にご注意ください。繰り返します・・・



図－８ 緊急連絡の流れ

- ○ページの表－５と表－６にある、関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたるものとする。

## 6 資器材の配備等

当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

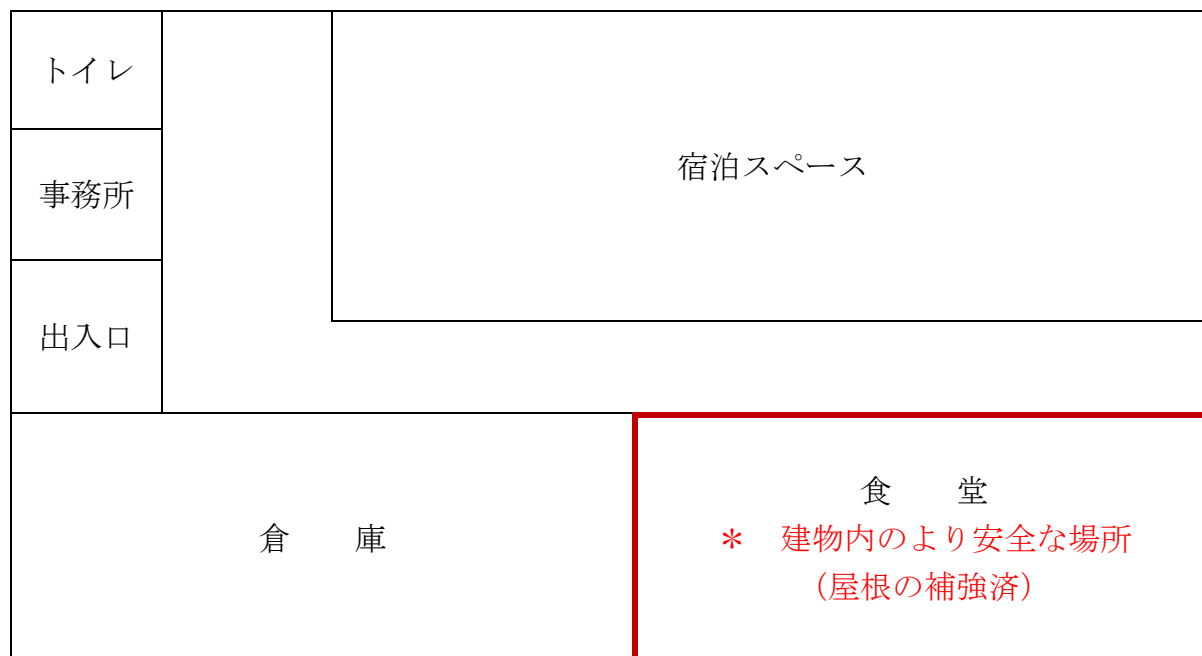
- ・ 情報収集・伝達または避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は、以下のとおりである。
- ・ 施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表－８ 保有設備、資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、または保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ		
	F A X		
	パソコン		
避難誘導	屋外スピーカー		
	拡声器・メガホン		
	ヘルメット		
	マスク		
	水・食料		
	寝具・防寒具		
	医薬品		
その他	自家発電装置		
	自家発電用燃料		
	電池		
	懐中電灯		
	ポータブル火山ガス検知器		

## 建物内のより安全な場所

- ・当施設の建物内のより安全な場所（候補場所も含む）は下図のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。



図－9 建物内のより安全な場所

## 7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

- 研修・訓練の実施
  - ・毎年〇月に、従業員を対象に研修を実施する。
  - ・毎年〇月に、避難誘導訓練を実施する。必要に応じて利用者等に訓練への参加を呼び掛ける。訓練の結果は、箱根町に報告する。
  - ・日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い参加に努める。
- 避難確保計画の見直し
  - ・毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
  - ・施設の変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- 利用者への情報提供・啓発
  - ・当施設における情報提示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

情報内容	周知方法
建物内のより安全な場所・避難経路	掲示
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
噴火時等の心得、行動のしかた	掲示
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲示
火山防災マップ	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	掲示と配布

● 日頃からの火山活動の観察

- ・日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際には、その情報を横浜気象台や温泉地学研究所に伝達する
- ・連絡先は次のとおりである。

横浜地方気象台           電話番号：XXXX－XX－XXXX  
温泉地学研究所       電話番号：XXXX－XX－XXXX

**【施設への連絡先】**

電話番号	0 4 6 0—〇〇—〇〇〇〇
FAX 番号	0 4 6 0—〇〇—〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇